

越前町後援および共催に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業または行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、越前町（以下「町」という。）が後援または共催（以下「後援等」という。）を行う場合における事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が主催する事業等に対して、単に町が事業等の趣旨に賛同し、その開催を支援することをいう。
- (2) 共催 団体等と町がともに事業等の主体となって、短期間の事業等を行い、相互の役割分担、経費の分担および社会的責任が求められる形態をいう。

(名義)

第3条 町が後援等を行う場合の名義は、「越前町」とする。

(承認対象団体)

第4条 後援等の承認を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国または地方公共団体
- (2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）またはその連合体
- (3) 公益法人、社会教育団体またはこれに準ずる団体
- (4) 町の施策の推進に寄与する事業を行うことを主たる目的とし、次の要件のいずれをも満たす団体
 - ア 団体の名称および所在地が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、代表者およびその他の役員が存在すること。
- (5) 実行委員会等として臨時に設置され、その組織、運営方針等が明らかであり、事業遂行の意思および能力を有すると認められる団体
- (6) その他町が適当であると認める団体

(承認対象事業)

第5条 後援等の承認対象となる事業等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業内容が町の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
- (2) 広く一般に公開されるものであること。ただし、事業の対象者が限定されるものであっても、町が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (3) 町の政治的中立性および宗教的中立性を損なうおそれがないこと。
- (4) 専ら営利または商業的宣伝を目的としていないこと。
- (5) 公衆衛生、安全管理、災害防止等について十分配慮された場所で開催されるものであること。
- (6) 入場料、参加費等が徴収される場合は、その金額が適正であること。
- (7) 越前町暴力団排除条例（平成23年越前町条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 法令または公序良俗に反しないものであること。

(申請手続)

第6条 後援等の承認を受けようとする団体(以下「申請者」という。)は、後援等承認申請書(様式第1号)を越前町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。この場合において、町長は、関係書類の添付を求めることができる。

(決定等の通知)

第7条 町長は、後援等について承認することを決定したときは後援等承認決定通知書(様式第2号)により、承認しないことを決定したときは後援等不承認決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による承認を行うに当たり、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 前条第1項の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る事業の内容に変更が生じたときは、後援等承認事業変更届出書(様式第4号)により直ちに町長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 町長は、第7条第1項の規定による承認を受けた事業が、第5条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき、第7条第2項の規定により付した条件に違反したと認められるとき、または偽りその他不正の手段により承認を受けたものであるときは、当該承認を取り消すことができる。

(報告)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、事業等の主催者に対し、承認事業の終了後、必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

越前町長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号
(担当者名)

後援等承認申請書

下記の事業を開催したいので、後援・共催の承認を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 主催
- 3 趣旨
- 4 開催日時(期間)
- 5 開催場所
- 6 その他共催・後援

≪添付書類≫

- ・事業内容の分かるもの（開催要項、企画書、収支予算書等）
- ・団体の規約、会則、役員名簿等

第 号
年 月 日

様

越前町長

印

後援等承認決定通知書

年 月 日付で申請のありました後援等承認申請について、下記のとおり承認することを決定しましたので通知します。

記

1 使用名義 越前町

2 承認する事業等

- (1) 事業名
- (2) 開催日時(期間)
- (3) 開催場所
- (4) 承認内容 後援・共催

3 承認の条件

- (1) 申請書に記載された事業等の内容を変更しようとするとき、または事業自体が中止となったときは後援等承認事業変更届出書（様式第4号）を直ちに提出すること。
- (2) 営利を目的とするような行為をしないこと。
- (3) 金品寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (4) 事業等実施に際して生じた事故、災害等については、団体等が一切の責任において処理すること。

第 号
年 月 日

様

越前町長

印

後援等不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました後援等承認申請について、次のとおり不承認とすることを決定しましたので通知します。

事業名	
不承認の理由	

年 月 日

越前町長 殿

申請者 所在地
団体名
代表者名
電話番号
(担当者名)

後援等承認事業変更届出書

年 月 日付け第 号で承認のありました事業等について、次のとおり変更
しましたので届出します。

事業名	
変更の内容	
変更の理由	